

② 裁定及び失権

裁定を受けた者及び死亡等で受給権を失った者は、次のとおりである。

恩給種別	裁 定	失 権
普通恩給	1件	71件
扶助料	44	57
退隠料	0	1
遺族扶助料	1	0
計	46	129

(2) 恩給年額等の改正

恩給法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第42号)が、昭和60年5月31日公布された。

その主な内容は、次のとおりである。

① 恩給年額の増額

昭和59年度における公務員給与の改善を基礎として、恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額を、31号俸以下のものにあつては、3.5%、32号俸以上のものにあつては、3.1%+5,100円引き上げられた。

ただし、その引上額は、166,800円を限度とした調整が行われた。

② 普通恩給等の最低保障額の増額

③ 扶養加給の増額

④ 恩給年額等及び扶養加給の増額は、昭和60年4月から実施された。

2 退職手当

(1) 退職手当の裁定及び支給額

退職手当の裁定及び支給額は、次のとおりである。

学校種別	人 員	金 額
事務、局	7人	156,370千円
小学校	599	9,715,942
中学校	270	3,643,987
高等学校	241	4,093,145
盲・ろう学校	21	148,041
養護学校	70	423,288
計	1,208	18,180,773

3 退職年金

(1) 年金の決定件数

退職年金等の決定件数は、次のとおりである。

退職年金	減額退職年金	障害年金	遺族年金	通算退職年金	計
604件	11件	16件	35件	3件	669件

(2) 支給人員及び支給額

退職年金等の支給人員及び支給額(昭和61年3月現在)は、次のとおりである。

年金種別	人 員	金 額	
退職年金	8,445人	2,405千円	
減額退職年金	227	1,621	
障害年金	公務上	2	2,776
	公務外	143	2,134
遺族年金	公務上	4	1,453
	公務外	1,515	1,144
計	10,336	2,199	

(3) 年金額等の改正

昭和42年度以後における地方公務員共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一部を改正する法律(昭和60年法律第78号)が昭和60年6月25日公布された。

主な改正事項は、次のとおりである。

① 既裁定年金の年金額の引上げ

年金額の算定の基礎となっている給料を昭和59年度の公務員給与の改善内容に準じて増額改定し(平均3.4%)、年金の額を昭和60年4月分以後引上げることとされた。

② 退職年金等の最低保障額の引上げ

③ 掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額の引上げ

最高限度額が460,000円に引上げられ、昭和60年4月分以降の掛金の標準となる給料について適用することとされた。

(4) 共済年金制度の改正

地方公務員等共済組合法等の一部改正する法律(昭和60年法律第108号)が、昭和60年12月27日公布された。

改正の主な内容は、地方公務員共済組員等に対し、基礎年金の制度を適用するとともに、地方公務員等共済組合法に基づく長期給付を所得比例の年金給付とする等の改正措置を講ずることとしたものであり昭和61年4月1日から施行される。

4 退 会 金

(財)福島県教職員互助会の昭和60年度における退会金の給付概況は、次のとおりである。

給付件数	給付額
1,032件	250,386,300円

第4節 保健・厚生事業

1 県及び共済組合の共催事業

(1) へき地巡回検診

① 検診車による検診(18年目)